

令和元年度「京都館プロジェクト２０２０」企画運営業務 受託候補者選定委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第１条 この要綱は，令和元年度「京都館プロジェクト２０２０」企画運営業務募集要項に規定する選定委員会として設置する「京都館プロジェクト２０２０」企画運営業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条 委員会の委員は，次のとおりとする。

- （１）委員長 産業観光局産業企画室産業政策課長
- （２）委員 産業観光局産業企画室産業プロジェクト推進係長，
総合企画局東京事務所次長，総合企画局総合政策室京都創生課長，
総合企画局市長公室広報課長

２ 委員長は委員会を代表し，会を掌理する。

３ 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第３条 委員会は，委員長又は委員長の権限を代理するものが招集する。

２ 委員会は，委員長が議長となる。

３ 委員長は，やむを得ない場合は，委員の代理出席を認めることができる。

（審査等）

第４条 委員会は，次の事項を審査する。

- （１）令和元年度「京都館プロジェクト２０２０」企画運営業務提案募集に係る提案内容

- （２）その他必要な事項

２ 委員会は，前項の審査により適切とした提案の中から受託候補者を選定する。

３ 委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

４ 委員長は，必要があると認めるときは，会議の招集に代えて書面による審議等とすることができる。

５ 委員会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

（評価基準）

第５条 委員会は前条に規定する審査等の実施に当たり，別に定める評価基準に基

づき評価する。

(ヒアリング)

第6条 委員会は、前条に規定する評価の実施に当たり、必要に応じて、応募者に提案内容の一部又は全部に関してヒアリングを行うことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業観光局産業企画室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。なお、この要綱は受託候補者の選定完了の日をもってその効力を失効する。